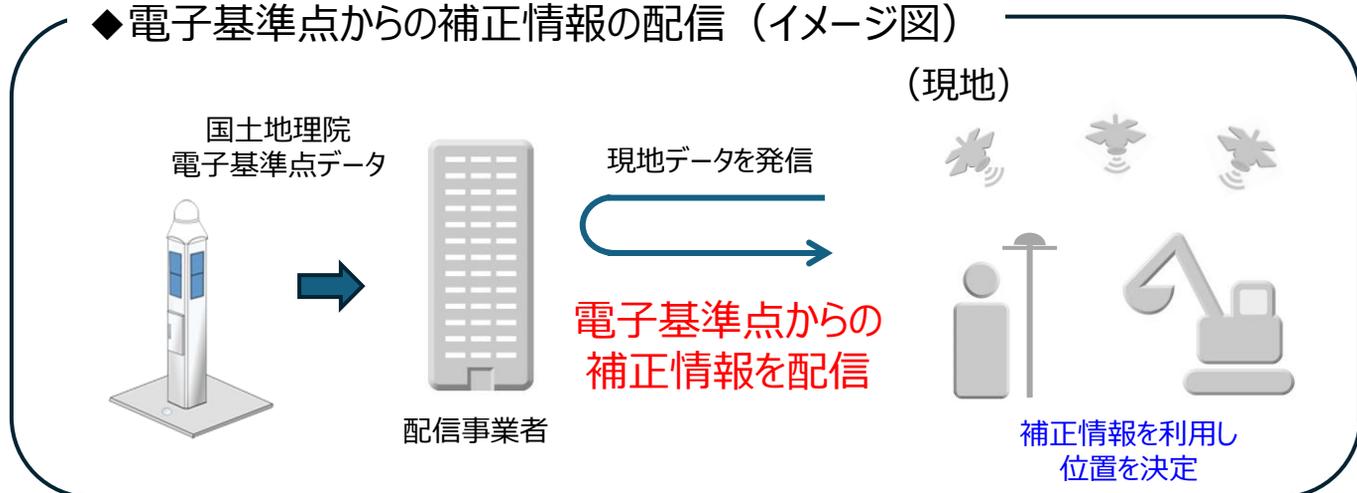


《注意喚起》

電子基準点からの補正情報を利用されている事業者等の皆様

国土地理院では、**令和7(2025)年4月1日に電子基準点の標高成果を改定**します。これに伴い、**標高成果改定前後**で、国土地理院が管理する**電子基準点データを用いて得られる高さ情報**（RTK-GNSS、後処理キネマティック、ネットワーク型RTK-GNSS等）に**ズレが生じる可能性**があります。標高成果改定日（令和7年4月1日）をまたいで電子基準点からの補正情報を利用する場合は、**改定前後の高さ情報が混在しないよう留意する必要があります**。

◆電子基準点からの補正情報の配信（イメージ図）



電子基準点からの補正情報の詳細については、ご利用されている配信事業者にご確認ください。

一例：電子基準点からの補正情報を利用した建機の場合

**標高成果の改定前後で補正情報をそのまま使うと、
高さ情報にズレが生じること** につながります。

ローライゼーション※を行うことで、高さ情報のズレが解消します。

※ローライゼーション：GNSS（衛星測位システム）の計測座標を現地座標（工事基準点座標）に整合させる作業



作業装置の整合確認（画像提供：湯澤工業(株)）

問い合わせ先：国土交通省 国土地理院

E-mail: gsi-hyokokaitei@gxb.mlit.go.jp（メール送信時には@を半角にしてください）

URL: <https://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/hyoko2024rev.html>